

火災に遭われた際の主な手続きの一覧(R7.6月作成)

※必要な手続きについて、罹災証明書や身分証をご準備の上で各窓口へご相談をお願いいたします。また、火災の程度や収入の定め等により手続きに該当しない場合もありますので、ご了承をいただけますようお願いいたします。

	手続き	手続きの概要	窓口	電話番号
1	火災による罹災(りさい)証明書の発行	火災に遭った後日に各種手続きに利用する証明書の発行を受けます	大田原消防署 黒羽分署 湯津上分署	0287-28-5100 0287-54-1144 0287-98-3235
2	市営住宅への入居(条件あり)	一定期間、賃料を減免のうえ市営住宅に入居することができます。	建築住宅課 住宅政策係	0287-23-8724
3	火災ごみの処理手数料の減免(条件あり)	火災で発生したごみを処理施設に搬入する際の手数料が減免されます。	広域クリーンセンター	0287-20-2270
4	見舞金の支給(条件あり)	居住している住宅の被害の程度に応じた各見舞金が支給されます。	大田原市福祉課 社会福祉係 大田原市社会福祉協議会	0287-23-8707 0287-23-1130
5	低所得世帯への生活資金貸付(条件あり)	火災で必要となる生活資金として少額の貸し付けが行われます。	大田原市社会福祉協議会	0287-23-1130
6	市税や保険料等の減免(条件あり)	・個人の市県民税の減免 ・固定資産税の減免 ・国民健康保険税 ・後期高齢者医療保険料の減免 ・介護保険料の減免	税務課 市民税係 税務課 資産税家屋係 国保年金課 賦課係 国保年金課 賦課係 高齢者幸福課 介護給付係	0287-23-8725 0287-23-8864 0287-23-1120 0287-23-8857 0287-23-8678

7	国民健康保険および後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予・減免（条件あり）	被保険者の医療機関受診時の一部負担金の徴収猶予、減免がされます。	国保年金課 国保年金係	0287-23-8857
8	国民年金保険料の免除申請（条件あり）	年金事務所の窓口により国民年金保険料の免除申請ができます。	国保年金課 国保年金係	0287-23-8857
9	マイナンバーカード、保険証の再交付	・マイナンバーカードの再交付 ・国民健康保険証の再交付 ・後期高齢者医療保険証の再交付 ・介護保険被保険者証の再交付	市民課 市民係 国保年金課 国保年金係 国保年金課 国保年金係 高齢者幸福課 介護給付係	0287-23-8752 0287-23-8857 0287-23-8857 0287-23-8678
10	車両が火事で焼失した場合の廃車手続	・軽自動車等が焼失した場合 ・普通自動車等が焼失した場合	税務課 税制係 大田原県税事務所	0287-23-8785 0287-23-4171

その他に考えられる手続きのご案内

	手続き	手続きの概要	窓口	電話番号
1	通帳、キャッシュカード、クレジットカードの再発行	火災により紛失、焼失した旨ご相談ください。	ご利用の金融機関の窓口	
2	ライフライン関係事業所への連絡	電力会社、ガス会社、水道事業者、電話会社、郵便局へご相談ください。	各事業所の窓口 （水道は上下水道課）	※上下水道課 0287-23-8713
3	運転免許証の再交付	火災により紛失、焼失した旨ご相談ください。	運転免許センター 大田原警察署	0289-76-0110 0287-24-0110